

第二期野洲市子ども・子育て支援事業計画（案）に係る

県意見について

子ども・子育て支援法第61条第1項の規定により、市町において市町子ども・子育て支援事業計画を定めようとするときは、同条第9項の規定により、あらかじめ県知事に協議することとされているため、第二期野洲市子ども・子育て支援事業計画（案）について県との協議をしましたところ、下記のとおり、県より意見がありました。

なお、この意見に対する市の考え方は右欄に記載したとおりです。

県意見	市の考え方
基本方針において、必須記載事項とされている「認定こども園の普及に係る考え方」について、記載を検討して下さい。	本市では、幼保一元化のこども園として整備しているので、認定こども園の普及に係る考え方の記載はしないこととします。

<その他意見等>

事項・頁	県意見等	市の考え方
17 頁 10. 病児・病後児保育事業 (以降同様)	・事業名を子ども・子育て支援法で規定された「病児保育事業」としてはどうか。	・子ども・子育て支援法で規定されている「病児保育事業」に改める。
34 頁 (以降同様)	・1 利用者支援事業の隣に「(2) 地域での子育て支援体制の充実」とあるが、23 頁の「施策の方向性」に対応していることがわかるように記載してはどうか。	・50 頁に基本目標1の施策の方向性(1)～(4)は、第4章に定めるとおりと記載があるので、現行案のとおりとする。
49 頁 第6 節	・「…給付方法について検討し、円滑に行えるようにします。」とあるが、既に開始されているので、表記を修正してはどうか。	・「…給付を円滑に行います。」に改める。